

宇治市介護保険・障害福祉施設等 物価高騰対策事業費交付金について

宇治市では、介護保険事業・障害福祉施設等(以下「施設等」という。)を運営する法人が、物価高騰の影響に関わらず、安心・安全で質の高いサービスを継続して提供できるよう、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金／重点支援地方交付金を活用し、「宇治市介護保険・障害福祉施設等物価高騰対策事業費交付金」を交付します。

【 交付対象の施設等】

宇治市内に所在し、令和7年12月1日時点で次のいずれかの介護保険事業または障害福祉事業を実施する施設等(事業所)に対し、施設等ごとに交付金額が計算されます。(申請は法人で一括)

(1)介護保険事業

- 居宅サービス事業（居宅療養管理指導を除く）
 - 地域密着型サービス事業
 - 施設サービス
- ※上記は介護予防を含む。
- 居宅介護支援
 - 介護予防支援
 - 第一号通所事業のうち、短時間型通所サービス

(2)障害福祉事業

- 障害福祉サービス事業
- 地域活動支援事業のうち、次のいずれか
(移動支援事業・訪問入浴サービス・日中一時支援事業・
地域活動支援センター事業)
- 障害児通所支援事業または障害児相談支援事業

※「施設等」の単位は、実務上では「事業所」のことです。1か所の拠点に交付対象となる施設等が複数入っている場合、それぞれの施設等について交付金が計算されます。

【 交付金額の計算 】

(1) 施設等ごとの交付金額

交付金の対象施設の種別および種別ごとの交付額の基準は下表のとおりです。

	施設等の種別		交付基準額
	介護保険施設	障害福祉施設	
訪問・相談系	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・福祉用具貸与 ・特定福祉用具販売 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・居宅介護支援 ・介護予防支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・就労定着支援 ・自立生活援助 ・計画相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援 ・移動支援事業 ・訪問入浴サービス ・保育所等訪問支援 ・居宅訪問型児童発達支援 ・障害児相談支援 	施設等ごとに一律 20,000 円
通所・日中活動系	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護 ・通所リハビリテーション ・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護 ・(看護)小規模多機能型居宅介護(通い定員分) ・短時間型通所サービス 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活介護 ・自立訓練(生活訓練) ・就労移行支援 ・就労継続支援(A型) ・就労継続支援(B型) ・短期入所 ・日中一時支援事業 ・地域活動支援センター事業 ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス 	利用者の定員1人につき 5,000 円
入所・居住系	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護(※) ・短期入所療養介護(※) ・(看護)小規模多機能型居宅介護(宿泊定員分) ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 	<ul style="list-style-type: none"> ・共同生活援助 ・施設入所支援 	利用者の定員1人につき 10,000 円
	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設入居者生活介護 		介護保険法に基づく利用者のうち、令和7年12月1日時点での本市の被保険者1人につき 10,000 円

(※)空床利用の場合は対象となりません。

通所介護、短時間型通所サービスの定員は、1 単位分とします。

(2)法人単位での交付申請額

① 基本事項

(1)に基づき、法人内の全ての対象施設等の交付金額を合計した金額で、法人単位で一括して担当課に交付申請してください。

② 介護保険分・障害福祉分の区別

介護保険・障害福祉の両方の分野で対象施設等を運営する法人は、分野別の合計額で、介護保険課・障害福祉課にそれぞれ交付申請してください。

【 交付金関係の手続 】

補助金の交付を受けていただくため、次の手続をお願いします。

- ・交付受付期間 … 令和8年3月2日～令和9年3月10日
- ・交 付 申 請 … 交付申請書(別記様式1)等を提出してください。事業終了報告は不要です。
- ・交 付 請 求 … 交付申請に基づき、市から(交付決定兼)確定通知を受け、あわせて交付請求書を提出してください。
- ・支 払 い … 各月10日までに申請・請求のあったものを、月末払い予定とします。

(手続上の注意事項)

- ・交付申請書・交付請求書には法人印等の押印は不要です。
- ・押印の廃止により、交付申請・交付請求の手続は、郵送・窓口のほか電子メールでも受け付けております。

【 手続き時の提出書類 】

補助金関係の手続きの際には、下記の書類の提出をお願いします。
各種の様式は、宇治市ホームページからダウンロードいただけます。

提出書類		所定様式	備考
[交付申請関係]			
(1)	宇治市介護保険・障害福祉施設等物価高騰対策事業費交付金交付申請書	様式第 1 号	押印不要
(2)	助成(本交付金の交付)を受ける理由書	—	社会福祉法人のみ提出
(3)	法人の直近の財産目録及び貸借対照表	—	
(4)	宇治市以外の地方公共団体からの助成・援助の程度を記載した書類(実績・予定のある法人のみ)	—	
(5)	介護保険法に基づく利用者のうち、本市の被保険者の一覧表(申請日における直近の月もの)	—	特定施設入居者生活介護の運営法人のみ提出
[交付請求関係]			
(6)	宇治市介護保険・障害福祉施設等物価高騰対策事業費交付金交付請求書	様式第 3 号	押印不要

申請・問い合わせ先：

【所在地】〒611-8501 宇治市宇治琵琶 33 番地

(1)介護保険関係:健康長寿部介護保険課
TEL:0774-22-3141(内線:2842)
E-mail:kaigohokenka@city.uji.kyoto.jp

(2)障害福祉関係:福祉こども部障害福祉課
TEL:0774-22-3141(内線:2319)
E-mail:shougai Fukushi@city.uji.kyoto.jp

※ 介護保険・障害福祉施設の両方を運営される法人は、上記の両課にそれぞれ申請等をお願いします。